

東名化成

もにす認定

2月16日、「もにす」の認定を受け、名古屋東公共職業安定所（ハローワーク名古屋東）の所長室にて、認定書の授与式に出席した。

当日は、名古屋東公共職業安定所長の草野貴伸様より相徳社長へ認定書を授与していただき、もにす認定制度とは、障害者雇用の促進や雇用の安定に関する取り組みの実施状況が優良な中小事業主に対し、厚生労働大臣が認定する制度である。

正式名称は「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する



▲認定書を受領する相徳社長（左）

認定マーク



このロゴは障害者を企業が丸く優しく包み込み、多様性を受け入れ、「共に社会貢献をしていこう！」という前向きな想いを表したキャラクター。

（令和2年7月2日、厚生労働省プレスリリースより）

愛知県では、令和5年12月時点で認定数は22事業主（愛知労働局ホームページより）となっている。

また、「もにす」という名前は「共に進む（ともにすむ）」という言葉が由来になつており、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられた。

現在、認定基準を満たす企業が数多く誕生しており、令和5年12月28日時点で372事業主（暫定値、厚生労働省ホームページより）となっている。

東名化成では、令和2年からスタートした「認定制度」で、令和2年からス

14人雇用しており、ウレタン製品のパリ取りや検査、出荷準備等の業務において活躍している。採用時には働いていけるかをお互いに確認し、適性をみて職務をマッチングしており、必要に応じて作業現場には写真付きのマニュアルを掲示し、手順や確認すべきポイントが分かりやすいよう工夫している。

今後も、障害の有無や性別、国籍や年齢を問わず、多様な人材が活躍できる職場環境づくりを目指して取り組んでいく。

（総務課 佐藤 鉄朗 記）

▼制度概要



▼認定企業一覧

障害者雇用優良中小事業主
基準適合事業主認定通知書

東名化成 株式会社
代表取締役 相徳 銀人 様

貴社の障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第77条第1項に基づく基準に適合するものであると認定しましたので、これを通知します。

令和6年2月9日
愛知労働局長

**10人の気持ちが
100人の笑顔に。**

清掃活動参加者10人ごとに
クレンゼタオルハンカチを
100枚寄贈します。

2024年
1月～2月の
参加者は
累計**045**人



**寄贈枚数は
0400枚**
となりました！

来月もご協力
お願いします！

10-100プロジェクト
実行委員会
(人材部・経営部・企画部・労働部)